

Title	ジョセフ・ R・ ストゥレイヤー著 『近代国家の中世的起源について』
Sub Title	Joseph R. Strayer, On the Medieval Origins of the Modern State
Author	鷲見, 誠一(Sumi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.47, No.3 (1974. 3) ,p.140- 145
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740315-0140

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Joseph R. Strayer

On the Medieval Origins of the
Modern State

Princeton Univ. Press, 1970, vi + 114 pp

ジョセフ・ストウレイヤー著

『近代国家の中世的起源について』

ジョセフ・ストウレイヤーは永らくプリンストン大学の歴史学教授であつた。ヨーロッパ中世の社会史・政治制度史の専門家として彼は英語文化圏の中で第一人者としての名声を得ている。学問的経験に熟達し、知識を広範に獲得した専門家がその専門分野に関して全体的な省察をなした本は、読者に展望と知的刺激を与えてくれるものであるが、本書はその様な本である。これはその題名が示す如く近代国家殊にヨーロッパ近代国家に関する中世的起源を究明するものである。しかも著者は、近代ヨーロッパ国家の起源を究明することとは今日の国家の諸特徴、諸問題に光を投げかけるものであり、多くの国家形態間に横たわる相違を明らかにするものであると確信する(四頁)。著者の見解によるとギリシアのポリスは国家であり中国

の元帝国、ローマ帝国もまた国家であつた。しかし近代ヨーロッパ国家、これに影響を受けた他文化圏の近代国家も、前記の初期的国家のいづれからも直接的に発生したのではなかつた。西ヨーロッパの中世初期における政治組織の主要な形態はゲルマン王国であつたが、しかしこのゲルマン王国はいくつかの点で近代国家と正反対のものである。それは個人に対する忠誠心に基礎を置き、抽象的概念や非個人的制度に立脚していなかつた(十三頁)。

さて著者は近代国家形成に必要な諸要素を次の如く列挙する。(1) 人民の一定の政治単位が存在しなければならぬ。しかもこれは、時間的に継続し、空間的に一定の場を定めていなくてはならぬ(五頁)。(2) 非個人的にしてかつ相対的に永続的な政治制度の形成が必要である(六頁)。つまり、指導者の変更・交代においても存続し、下位団体の関連性の次元における動搖・盛衰にも動じない制度。政治問題における一定の専門化・特殊化を許容し、かくて政治過程の有効性を増加させる様な制度。人民集団の政治的同一性の意識を強める制度。以上の如き制度が出現すれば、国家形成における重要な鍵は得られたことになる(七頁)。もつともここで注意しなくてはならぬことは、永続的な制度の存在は、被治者がその制度を必要なものとして受け容れていることを示すものではないということである。それは又被治者が国家の存在に本質的な感情、必須な心情を創造したことを示すものではない。しかし継続して存在している制度は、精神的姿勢における種の変化を徐々に創出するものである。その制度は、国家理念が成長する際に依拠する一定の枠組みを形成するこ

とができる(八頁)。(3)究極的權威の必要性を承認することが必要である。つまりこれは、紛争の種を宿している政治的・法律的諸問題に關して最終決定を下すことのできる權威を人民が必要であると一致して認めることである。近代的表现を使用するならば、これは主権理念である。著者によれば、主権は理論において規定され得るよりもはるか以前に現実に存在した(九頁)。この問題に關する他の研究者・研究書が同頁脚註に記されているのは、注意に値する。(4)家族、地方共同体、宗教団体への忠誠心が中央政治權力へ昇華することが必要である。つまり、被治者は国家の利益が優先するという理念、国家の保持が最高の社会的善であるという理念を受容するのである。しかしこの変化は常に徐々に達成されたものである故、その過程を記録文書等で証明することは不可能である。換言すれば、ある一定の時点において、国家への忠誠心が主要な忠誠心となつたと証明することは不可能である。ただし、ここでいわれている国家への忠誠心はナシヨナリズムと同一視されてはならない(九頁―十頁)。

さて以上の四つの要素を視野に収めつつ、著者は次の如く判断する。一〇〇〇年から一三〇〇年の間に、近代国家の本質的諸要素のいくつかが西ヨーロッパに現われ始めた。つまり、人民と領域の固有の核を伴つた政治的実体が長期間の継続的存在によつて合法性を獲得した。そして財政業務と裁判実務に關する永続的の制度が確立された。専門的・職業的行政官の集団が成立・発展し、更に中央統合機関としての大法官庁(Chancery)が高度に訓練された書記を伴つて歴史に登場してきたのである(三四頁)。ここに至るまでの過程

の中で次の如き歴史事実が刺激剤として意味あるものとされる。

第一にキリスト教の世俗政治への影響である。古代末期から西ヨーロッパにキリスト教が布教されたといふものの、十世紀以前の西ヨーロッパはキリスト教社会とはいひ難い。しかしローマ教会そのものは既に、国家の屬性をいくつか有していた。つまりそれは、永続的な制度であり、ローマ教皇に附与された主権の理論である。教会人が世俗政治に深く包含されたという事実、如何なる支配者も教会人の助言と協力なくしては政治活動をなすことができなかったという事実、これらはローマ教会の政治理論と行政技術が直接、世俗政治へ影響を与えたことを意味している。そして又キリスト教は、世俗支配者が彼等の臣下に平和と正義を与えることを義務づけられていと説いた。この内容は論理的に、新しい司法・行政の制度を創設することを要求する。しかしこの様な動きは極めてゆるやかなものであり、ローマ教会の影響もそれ自身としては、国家を創設する程、強力なものではなかつた(十六頁)。第二に皇帝と教皇が正面から対決した叙任権闘争の影響は結果として世俗政治權威の本質を明確化し、世俗支配者が正義の保証人であり分配者であるという既存の思想を再確認したのである。第三に、西ヨーロッパ中世の人々に横溢した、平和・正義・法律・合理的裁判への渴望が意味あるものとされる。混乱と暴力の時代に、人々の大部分は何よりも先ず平和と安全を求めた。彼等は、統治団体が平和に對する内外の障害を克服するといふ最低限の責務を達成するべく、弱態な統治団体を強化しようとした。かくて、一定の安定性と連続性を有する政治單位の

中では、内部的安全を改善・促進する裁判制度を創造しようとする努力が、いずこにもみられたし、外敵に対する防衛に必要な財源を供給する、財政制度を創造する努力が、いずこにおいても払われた（十八頁）。更には、中世封建社会が法を強調した事實は、西ヨーロッパの政治発展に極めて独特な特徴を与えた。国家は法を基盤として成立し、法を執行するために存在していると考えられた。他の政治体系においてこの様に法が主要なものとされたことはないし、他の社会において、あの様に法律家が重要な役割を果たしたこともない。ヨーロッパ国家は常にこの法治国家という理想を達成したわけではないが、支配者が被支配者の忠誠心と支持をとりつけるに際し、この理想は実に重要な要素として機能したのである（二三頁―二四頁）。第四に、いわゆる十二世紀ルネサンスとして包括される諸要素が挙げられる。先ず、大学が創設され教育を受けた人間が多量に出現したことである。そもそも書かれた記録と公式文書なくして、永続的・非個人的政治制度を創成することは不可能である。十二世紀初期には、これらの記録と公式文書を作成し、処理する能力ある人間は限定されておらず、従がつて制度的発展も同様に限定された。十二世紀末には書記、会計官等の不足は克服され、十三世紀末ともなるとこれらの職務を遂行する能力と訓練ある者は十分になった（二四頁―二五頁）。更に大学におけるローマ法学教育・研究の開始、発展が挙げられる。しかしこのことは強調され過ぎてはならず、法学校が活動し始めた以前に、最初の国家形成的な制度は既に存在していたのである。ローマ法は既に定着していた慣習法に、それを整理統合する法

概念を提供したのであった（二五頁）。著者のローマ法的影响の過少評価に対して、評者は中世ヨーロッパにおける教会法史、ローマ法教育史に関する研究が未発達な現状に鑑み、一定の留保をつけておきたいと考える。しかしローマ法復興が国家形成の過程を促進させたとはいうものの、それが国家形成の第一原因でもなく必要条件でもなかつたという著者の見解（二六頁）は同意され得るのである。

十二世紀初期から発生した裁判制度は考察に値する。西ヨーロッパにおける最初の永続的の制度は全て内政問題に関わるものである。即ち財務官庁と高等裁判所である。裁判は初期においては収入の源泉とみなされていたが（二八頁―二九頁）、しかし支配者達は徐々に、裁判が収入の源泉以上のものであることに気づき始めた。つまりそれは、王あるいは大諸侯の権威を主張する手段であり、権力を増加させる手段となつたのである。地方の土地領主達が専有していた下級裁判所によつては解決のさせない事件は、上級法廷（つまり国王管轄下の裁判所）が介入し、解決した。理論的には下級法廷（*Curial Court*）が裁判権を保有していたが、実質的には上級裁判所の判決が常に事件を解決したのである。かくて陪臣達はその直接の主君に対し、王によつて保護されることが可能となつた。そして彼等の最初の忠誠心は、自分達を保護してくれる人間へと移行したのである。遂には、王の支配領域内で正義がくまなく実行される様、監督するのが王の義務となつた。この様にして、正義の守護者としての世俗支配者というキリスト教的理念は、それとは関わりなく極めて実際的な見地から一般的に受容される様になつたのである（三〇頁―三一

頁)。イングランドにおいて、最初の半職業裁判官が出現したのは一三〇年代であり、一二五〇年にブラクトンがイングランド法に關するかの有名な本を書いた時には、専門的に訓練された裁判官によつて満された中央法廷が十二分に発達していたのである(一〇四頁)。更にエドワード一世治下のイングランドの中央法廷の裁判官は、ボローニヤ大学の法学教授がローマ法において訓練されているのと同じ位高度に、イングランドの普通法において訓練されていたといわれている(三三頁)。

さて以上述べてきた如く、国家の基礎的要素は十二世紀及び十三世紀の間に西ヨーロッパの各所に出現したのである。しかしその発展の度合は不均衡であつた。イングランド王国、フランス王国、スペイン王国において発展が最も急速であり、ドイツではやや緩慢であり、イタリアは急速ではあつたが、歪曲してしまつた(三三五頁)。

この中、イングランドとフランスがヨーロッパの国家の最も影響力あるモデルを發展せしめた。この二例は、十三世紀末から十四世紀初期にかけての決定的時期に殊のほか重要なものであつた。この時期は、主権概念が、たとえ言葉によるのではないにしても、現われた時期であり、そして基本的な忠誠心が教会、共同体、家族から新しく出現した国家へと決定的に昇華した時期であつた。

イングランドはある意味で幸運であつた。それは小さな島国であり、国王が定期的に自己の領域を巡廻することができたし、度重なる征服作戦で島内に国王に對抗できる程の大勢力は存在しなかつた。それ故国王は全国のいたる所に彼の所有地と諸権利を有してい

た。これらを管理・遂行するために、国王の代官が全国に派遣された。このことは当然のことながら、国王の存在を国民に知らしめ、彼の権力と權威を示威した。あるいは、何百もの異なつた財源からの収入を正確に記入・追跡するために、中央財政業務の必要性は明白であつた。十二世紀初期には大蔵省(Exchequer)が現われ、その伸展と共に、イングランド人の全てが直接的・間接的にこの大蔵省の業務に接觸していた(三六頁―三八頁)。十二世紀末には、イングランド政府の全ての部局は記録文書を細心の注意を払つて保存し始めた。ここから、公文書の一定の書式が創り出され、行政事務が簡素化される様になり、統治行為の首尾一貫性と予測可能性が生れたのであつた。我々はここに統治における合理性を見ることが出来る。

イングランドの諸制度は良く整備されたので政府は国王からの直接的な命令・監督なくしても、機能することができた。リチャード一世はその治政期間中(一一八九―一一九九、自己の領内に居たのはわずかに数カ月であつた(四二頁)。勿論この背景には、中央政府の統治における精力消耗を防ぐために地方行政は無給で地方名望家達に委任されたという事実が存在した(四八頁)。一三〇〇年になると、イングランド国王は主権性の屬性を有していた。つまり彼は、王国内の全人民を拘束する法律を作成した。彼は世俗臣下から直接的に、くりかえし税金を徴収した。彼は聖職者に対してすら教皇の同意なくして課税する権利があると主張した(四四頁)。前にも少し言及したが、イングランド人民の基本的忠誠心は十三世紀の間に、家族、共同体、教会から国家へと上昇した。もつとも、古き忠誠心は消滅

したわけではなく、これら下位の忠誠心はイングランド王国の枠組みの中で存在したが、王国の継続的存在と福祉に従属していたのである(四五頁―四六頁)。かくて全ての臣下の最高義務は国家の存続と安寧であると今や考えられてきた。これまで述べてきた、イングランド国家の形成要因は極めて固有なものであり、固有である故に、他国の模範になり得なかつた。模範になつたのはフランスである(四八頁―四九頁)。

イングランドと同様、フランスにとつても裁判と財政の二領域が中心となつて発達した。しかしその制度はイングランドに比較して単純であり、よく整備されていなかつた。フランスの国王法廷は一〇〇年代よりも一二〇〇年代のほうがより活潑であり、權威も高くなつたが、イングランドの国王法廷が有していた広範な裁判権も有せず、法の確立された形式も持たなかつた。その上、フランスには国王に匹敵する勢力が国内に存在し、国王の支配権は一二〇〇年までは、彼の所領イル・ドゥ・フランスにしか及ばず、そこからのみ収入を得たに過ぎなかつた(四九頁)。ここ以外では、最終的權威は王ではなく、それぞれの領域の持主である公爵、伯爵その他の君侯であつた。しかし、一二〇〇年以後、フランス王家は代々、有能な政治力に恵まれた国王が出現し、権謀術数、戦争等によつて領土を拡大し、ブリュターニユ、ギューエンス、ブルグンド、フランス以外の全ての地域を手中に収めた。この併合によつて統治面における困難な問題が発生した。つまり、国内に多様な制度と慣習法がそれぞれの地域に生きており、これを圧殺してひとつの制度、法

律を貫徹させようとするれば反乱が発生することは明白であつた。この解決を計つた国王フィリップ・オーギュストは全国各地に国王の役人を派遣し、各地の制度・慣習をそのままにして、重要な役職のみに役人をつけた。この方法は卓抜なものであり新領土を國王にしつかりと結びつけることを可能ならしめた。しかしこの利点の反面、この方法には次の如き欠点が生じた。地方指導者達は本質的に自らの地方的利益、慣習を保持しようとした。彼等は、中央政府が彼等を信頼しなかつたと同様、中央政府に不信を抱き続けた。彼等を監督するために國王は複雑多様な官僚体系を創出せざるを得なかつたのである。ここには全国一律に妥当力を有する行政命令とか法律は存在せず、権限の不明確なままに多層、多様に発展した中世フランスの行政体系は人的・物的資源の無駄使いの結果としてもたらした。だがこれが執り得る唯一の手段であつた(五〇頁―五三頁)。しかし、十三世紀中にはフランス國王の主権性は明白に確立された。外部においては、ローマ教皇を含めた全ての者が、フランス國王は如何なる現世的優越者をも持たぬことを認めた。内部においては、國王は全ての事件における究極の裁判官であると主張した。イングランド、フランスにおける統治制度の発展の第一段階は以上述べてきた如く、十二、十三世紀の國王の統治手腕の優秀さによつて特色づけられる。十四世紀、十五世紀の第二段階は、社会的安定と百年戦争等による国家発展の阻害が特色として挙げられる。イングランドにおいては、地方行政を委任された地方名望家は十四世紀の経済的停滞期に際し、自己の経済的・社会的地盤沈下を防ぐため、様々な利害衝突

を起こしつつ、統治機構を利益追求の具となした。ここに、行政制度の発展を望むのは無理であつた。更に、地方名望家達は、十三世紀の中央政府が法の權威の確立のためにたゆみなく發展させた法手統と法廷制度を、逆手にとつてそれを忠実に遂行して自己の利益獲得の手段としたのであつた。地方の行政と司法の遲滞は明白であり、制度發展の速度も減少した(五八頁―六四頁)。あるいは又、國王直轄地の運営においても内在的矛盾が顕在化した。初期の役人は即ち莊園管理人であり、彼等は本質的に従來の形式と制度を變革することを拒否した。社会状況が變化したにもかかわらず、それに対応することはできなかつた。彼等は、自らの慣習を守ることに忠実であり、統治制度の發展に必須な各分野の協力というものに無關心であつたので、制度は半ば自律団体と化し、自己追求の団体となつた(六九頁―七二頁)。この種の問題に対し改革はなされたにもかかわらず、官僚の意識を變革するまでには至らなかつた。フランスの場合、改革のために官僚制の規模を拡大させたが、これはいたずらに統治組織を複雑化しただけで、実効は上がらず、人民を擯取することで収入増加を計つた(七三頁)。この第二段階の最大の問題は、政策決定者と官僚の間の越え難い乖離であつた。王とその側近達で決定された政策は、思いつきのものであり、専門官僚の意見は反映されていかなかつたのである。国家制度の近代化という視点で究明した著者の営みは貴重なるものである。本書はこの種の問題に対し、自己の見解を吟味しようとする者にとつて必読のものといえる。

驚見 誠一

トマス・L・ソーソン著
奈良和重訳

『バイオポリティクス』

——生物・文化的進化の政治学——

現代政治学に限らず、過去において政治学は実にさまざまな分野で發達した手法を取り入れてきた。そのためばかりとはいえないが、現在政治学を学ぶ者は少々の新奇性に対してはそれほどの驚きを示さない。サイバネティクスにしろ、システムズ・アナリシスにしろ、計量政治学 (Politimetrie) または Politostatik にしろすでにかなりなじみのある分析用具として定着した感がある。しかし、ここで紹介する『バイオポリティクス』が『生物政治学』として翻訳予定に示されたとき、何か所かでそれがいつたいどんな本であるかということが話題になつた記憶がある。少なからず『生物政治学』という魅力的なタイトルが現代政治学を研究している者の知的好奇心を刺激したのではなからうか。

『生物政治学』が原題通り『バイオポリティクス』であるにしても奇異なる印象を与えることに変わりはない。それが單なる社会有機体説のむし返しであつたり、スペンサー流の社会進化論の復活を願うものであるとしたり、それほど奇異でもなく、かつ魅力ある著作